

2011年3月18日

宮城県教育委員会

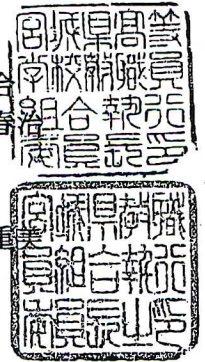
委員長 大村 虔一殿
教育長 小林 伸一殿

宮城県高等学校・障害児学校教職員組合

執行委員長 佐藤 春浩

宮城県教職員組合

執行委員長 齊藤 重美



新学期の開始に係る緊急要請

大震災の対策に昼夜分かたず従事しておられる教育委員会・教育庁の皆様には感謝申し上げます。

今回の震災は未曾有の事態となっております。行方不明の児童生徒、教職員は依然として多数おります。亡くなった児童生徒、教職員も少なくありません。学校施設の損壊状況も深刻です。全壊、半壊、全焼、1階が全滅、体育館半壊、書類の流出など沿岸部の学校は機能マヒの状況にあります。内陸部の学校にあっても壁面に亀裂が入るなど、修復が必要な学校がかなりの数に上ります。

今後は次のようなことが予想されます。

- 沿岸部を中心に、学校が避難所として引き続き使われること。
 - 校舎、体育館等の安全確認、修復に時間を要すること。
 - 職員室への浸水などで書類等が流出し、学校の機能マヒが長期化すること。
 - 校舎の修復が完了するまで近隣の学校に通学せざるを得ない児童・生徒が少なくないこと。
 - 一家移転のため、転校する児童・生徒が多数出てくること。
 - 交通機関の回復が見込まれず、通学手段を確保できない生徒もいること（特に高校生）
 - 自宅流出や病気、ケガ等で勤務が困難な教職員がいること
- 以上により、新年度の開始に当たっては、多くの時間がかかり、特別の対策が求められています。よって、次のことを要望します。

記

- 1 新学期は5月の連休明けとすること。被災地域にある学校においては、4月中は原則、現在校への勤務を優先させること。
- 2 被災した学校の人事異動を可能な限り必要最小限にするとともに、被災による状況変化に対応した人事異動となるよう、24日の「人事異動の発表」を遅らせ、再検討をすること。
- 3 被害の大きかった学校に加配措置を講じるなど子どもの状況に対応した教職員配置をすること。また、カウンセラーを派遣すること。
- 4 避難施設として提供している学校への要員確保を自治体に要請し、教職員が子どもの安否確認や学校の復旧・環境整備、年度末事務や年度初めの諸準備に専念できるようにすること。
- 5 被災した県立学校の生徒については、入学金の免除や諸経費の納入期限の緩和など特別の配慮をすること。奨学金の給付・貸与の枠を広げるなどの支援措置を速やかに講じること。私立学校の生徒に対しても同様の財政支援をするよう関係部署、関係機関に伝えること。また、被災した小中学校の児童・生徒の校納金（諸経費）等について、緊急の財政支援措置をとるよう市町村教委に要請すること。
- 6 被災した児童・生徒に対し、学用品・文具類、教科書を支給するなど学習に支障が生じないように措置をとること。
- 7 卒業後の進路として就労が決定している生徒について、震災を理由とした内定取り消しなどを一切行わせないよう企業や関係機関に申し入れること。
- 8 プレハブ校舎の建設により代替校舎を確保するなど教育活動の基礎的整備に全力を傾注すること。市町村にも要請すること。
- 9 高校進学に関わる県教委の相談窓口を早急に開設すること。